

新たな在留資格「特定技能」の外国人材を雇用するためには、受入れ企業は改正出入国管理法で定める「支援」を行わなければなりません。来日時の空港への送迎や日本で住む住居の確保など数多くの「支援」が定められていて、受入れ企業がすべての「支援」を行うことが前提です。しかし、すべての「支援」を行うことができない場合、「登録支援機関」に全部または一部の「支援」を委託することができます。**行政書士法人グローアップは、法務省へ登録する「登録支援機関」として認められております(19登-000539)。**また、「登録支援機関」になろうとする企業様のサポートをすることができます。「特定技能」の外国人材活用をお考えの際は、ぜひ、ご相談ください。

■「高度専門職」の加点対象となる日本の大学が13校→108校へ拡大！(2019年3月～)

2012年5月よりスタートしている「**高度人材ポイント制**」とは、高度外国人材の受入れを促進するため、活動内容に応じて「**学歴**」、「**職歴**」、「**年収**」などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数(70点)**に達した場合に、**出入国管理上の優遇措置を与える**こととしています。



高度外国人材が行う3つの活動類型

<p>✓ 高度学術研究活動 「高度専門職1号(イ)」</p> <p>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動</p> 	<p>✓ 高度専門・技術活動 「高度専門職1号(ロ)」</p> <p>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> 	<p>✓ 高度経営・管理活動 「高度専門職1号(ハ)」</p> <p>本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動</p> 
---	--	---

高度外国人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

高度専門職1号の場合

- ①複合的な在留活動の許容
- ②「5年」の在留期間の付与
- ③在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④配偶者の就労
- ⑤親の帯同(一定の要件を満たすことが必要です。)
- ⑥家事使用人の帯同(一定の要件を満たすことが必要です。)
- ⑦入国・在留手続の優先処理

高度専門職2号の場合

- a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
 - b. 在留期間が無期限となる
 - c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる
- ※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象になります。

「学歴」におけるポイントのうち、「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」として **10ポイントが加算**されるのですが、告示で定める大学は13校しかありませんでした。今回、**日本大学や中央大学、近畿大学など学生数の多い大学も含め108校にまで増えました。**現在のポイントが60点の外国人にとっては嬉しい改正です。

■ワーキングホリデーの外国人を雇用するには…

日本の若者がオーストラリアなどの海外へ渡航するイメージが強いワーキングホリデーですが、海外から日本にワーキングホリデーで来る外国人も多くいます。

【ワーキング・ホリデー制度(外務省より)】

二国・地域間の取決め等に基づき、各々が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度です。各々の国・地域が、その文化や一般的な生活様式を理解する機会を相手国・地域の青少年に対して提供し、二国・地域間の相互理解を深めることを趣旨とします。

○海外からワーキングホリデーで来日する外国人の在留資格:「**特定活動**」

「特定活動」ビザには数多くの種類があるため、在留カードだけではワーキングホリデーかどうかの確認ができません。**雇用する際には、パスポートに添付されている「指定書」を確認する必要があります。**

※ワーキングホリデーの外国人には、「留学」ビザのような「週 28 時間」という労働時間の制限はありません

■在留資格「特定技能」人材の支援をサポートする「登録支援機関」

技能実習生の失踪などがニュースになっていますが、新たに外国人材を雇用しようと考えるとき「外国人材が自社に定着してくれるのか?」「既存の日本人従業員とトラブルにならないか?」「会社のルールを理解してくれるのだろうか?」と様々な心配が生じます。政府は、新たな在留資格「特定技能」で 34 万人超(5 年間の最大値)の外国人材を受け入れるにあたり、「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」を打ち出しています。

それを受け、改正出入国管理法では、「特定技能」人材を雇用する「**受入れ機関(企業)**」に対し厳しい基準を設けています。「**受入れ機関(企業)自体が満たすべき基準(支援計画)**」とは、以下です。

<p>①事前ガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none">雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明 	<p>②出入国する際の送迎</p> <ul style="list-style-type: none">入国時に空港等と事業所又は住居への送迎帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行 	<p>③住居確保・生活に必要な契約支援</p> <ul style="list-style-type: none">連帯保証人になる・社宅を提供する等銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助 	
<p>④生活オリエンテーション</p> <ul style="list-style-type: none">円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明 	<p>⑤公的手続等への同行</p> <ul style="list-style-type: none">必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助 	<p>⑥日本語学習の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none">日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等 	<p>⑦相談・苦情への対応</p> <ul style="list-style-type: none">職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等 
<p>⑧日本人との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none">自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等 	<p>⑨転職支援(人員整理等の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供 	<p>⑩定期的な面談・行政機関への通報</p> <ul style="list-style-type: none">支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報 	

上記のすべてを自社で実施できない場合、その全部または一部を「登録支援機関」へ委託することができます。

【登録支援機関とは】

改正入管法で定める「登録拒否事由」に該当しない法人または個人が、出入国在留管理庁長官の登録を受け**出入国管理庁ホームページ上の「登録支援機関登録簿」に登録**される ※登録期間は 5 年(更新可)

行政書士法人グローアップ

【東京本社】〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F Tel.03-5715-2938

【大阪本店】〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波 5-1-60 なんばスカイオ 15F Tel.06-6630-8535

E-mail: info@glow-up.or.jp <https://glow-up.or.jp/>

